

太平洋戦争期植民地朝鮮の工業動員制度

——軍需会社法，軍需生産責任制度を中心に——

福 岡 正 章

はじめに

日本本国では，1943 年を境に「本格的戦時体制」に突入し，臨時生産増強委員会を経て，軍需省が設置される。特に軍需省の設置は，大規模な行政組織の改革を含むものであった¹⁾。また，1944 年には軍需会社法が施行され，個別企業に対する統制は戦時経済の最高段階に達する²⁾。本稿では，以上のような日本本国での工業動員制度の展開と，それに連動して移植が進められた朝鮮の工業動員制度の特徴を明らかにすることを課題にする。

この時期の朝鮮における軍需工業動員制度に関する研究はほとんどない。このことは，植民地朝鮮では日本と比較して，軍需生産の担い手であった重化学工業の基盤が狭く，未成熟であったことを反映していると考えられる。例外的な研究としては，朝鮮における軍需会社法施行の意義を検討した金仁鎬の研究が存在のみである³⁾。金の研究では，軍需会社法の施行，軍需生産責任制を中心に検討している。しかし，軍需会社法をめぐる朝鮮総督府，軍需省，陸海軍，3 者の関係に対する分析は充分におこなわれているとはいえない。本稿では，

- 1) 臨時産業委員会の意義については，原朗「太平洋戦争期の生産増強政策」（近代日本研究会『戦時経済』山川出版，1987 年）を参照のこと。また，太平洋戦争期の軍需省行政全般については山崎志郎「太平洋戦争期の工業動員体制——臨時生産増強委員会・軍需省行政めぐって」『経済と経済学』東京都立大学，81 号，1996 年 7 月を参照のこと。
- 2) 軍需会社法の段階的意義については，長島修「戦時経済研究と企業統制」（下谷政弘・長島修編『戦時日本経済の研究』晃洋書房，1992 年）を参照。
- 3) 金仁鎬「日帝末朝鮮における『軍需会社法』実施に関する研究」『韓国近現代史研究』韓国近現代史研究会，第 9 集，1998 年。

朝鮮における軍需動員行政をめぐる総督府、軍需省、陸海軍、3者の権限がどのような関係にあったのかを検討する。このような問題を検討することは、戦時期にすすめられた内外地行政統合の最終局面における実態を明らかにするという意味がある。

本稿では、以下のように叙述をおこなう。まず、第Ⅰ章では、朝鮮への工業動員制度の移植について検討し、その「移植」の内容を明らかにする。特に、この章では、本国で軍需省の設置、軍需会社法の施行など行政組織の大きな改変がおこなわれる1944年ごろより叙述をはじめめる。第Ⅱ章では、朝鮮で成立した工業動員制度の特徴を明らかにしたうえで、実際の軍需生産の担い手であった企業と総督府、陸海軍との関係を検討する。

Ⅰ 朝鮮への工業動員制度の移植

1 日本本国における軍需省設置と外地行政

1944年の物動計画は、「昭和19年度ニ於ケル軍需物資ノ供給実量ヲ最高ナラシメルコトヲ至上目標トシ、国家経済総力ヲ挙ゲテ之ニ結集動員スル」という目標を立てた。そして、その目標を実現するために実施されるべきさまざまな措置案が、1944年の上半期に検討されている。特に外地行政と本国の軍需省行政との関係にかかわる措置案は、1944年1月から3月までの間に検討されている。これらの措置案を検討することによって、太平洋戦争末期に本国政府側が外地行政、とくに工業動員行政をどのようなものにしようとしていたのか、窺い知ることができる。

まず、はじめて外地行政と本国軍需省行政との関係について問題にしたものは、44年1月の「経済総力動員方策基本要綱(案)」であった。これは、軍需省行政の焦点を網羅したものであり、外地行政について以下のようにのべている。

「外地ニ於テモ本要綱ニ準ジ措置スルモトシ、之ガ策定実施ニ当リテハ内地ニ於ケル施策ト特に緊密ニ連繋セシメ、必要ニ応ジ内外地ヲ通ジ一元行政ヲ行ヒ

得ルガ如キ措置ヲ講ズ」⁴⁾。

この要綱では、内外地の動員政策を連繋させるために内外地行政一元化の必要性についてのべているものの、非常に抽象的な表現にとどまっている。しかし、航空機生産の増強を特に念頭においた「決戦産業基本動員要綱（案）」では、より具体的な内外地の行政一元化措置がのべられている。

「外地ニ於テモ内地ニ於ケル施策ト緊密ニ連繋シ本要綱ニ準ジ措置スルモノトシ、特ニ軍需会社法ノ施行運用ニ付テハ内外地ニ通ジ一元的行政ヲ行ヒ得ル如ク措置ス」⁵⁾。

この「決戦産業基本動員要綱（案）」では、軍需会社法の施行および運用を内外地で一元的におこなう必要性が強調されている。そもそも軍需会社法は、生産機関を工場・事業所レベルで直接的に管理するものではなく、本社を通じて、工場・事業所を軍需動員していくものであった。しかし、当時の日本企業は、分工場、子会社の設立といった多様な形で朝鮮に進出していた。そのため、本国にある本社を軍需会社法に基づき軍需会社に指定しても、朝鮮において軍需会社法が施行されない限り、在朝鮮の事業所、工場のレベルにまで軍需省の権限が及ばないという問題を念頭においたものであると考えられる。これは、朝鮮において法律（朝鮮では制令）を定める権限が総督にあり、日本とは法域が異なることに起因する問題であった。

それでは、軍需省行政をめぐる内外地の行政一元化ということは、どのような内容を含むものであったのであろうか。以下の史料をみってみる。

「軍需大臣ノ外地総督ニ対スル監督指示ハ軍需生産増強確保上必要アルトキハ内務省ヲ経由スルコトナク直接之ヲ行フト供ニ軍需省及外地官庁トノ連絡ヲ常時緊密ニ保持スル措置ヲ講ジ、以テ内外地ヲ通ジ迅速機敏ナル軍需行政ノ遂行ヲ期ス」⁶⁾。

4) 「経済総力動員方策基本要綱（案）」1944年1月16日。原原・山崎志郎編『軍需省関係史料』第8巻、現代史料出版、1997年、46ページ。以下で取り上げる文書の決定文書については、この史料集の編集者達も未見であり、現存するのかどうか不明である。

5) 「決戦産業動員基本要綱（案）」1944年1月25日、原・山崎編、同上書、81-82ページ。

6) 「経済力動員非常措置要綱」1944年2月22日、原・山崎編、同上書、93-94。この文書は、決定文書ではなく、1944年3月19日にも「経済総力動員非常措置要綱（案）」がだされている。ノ

この「経済力動員非常措置要綱」では、内外地の行政一元化の内容をはっきりのべている。すなわち、軍需大臣による朝鮮総督への直接的な「監督指示」ということがその内容である。つまり、軍需省行政をめぐる内外地行政一元化とは、本国官庁が総督権力を制限することを意図するものであったといえる。本国官庁による総督への監督権設定という問題は、軍需会社法の朝鮮施行を契機にはじめて生じた問題ではなかった。本国政府側は、1942年に拓務省を廃止し、台湾と朝鮮の行政事務を内務省に移管しようとした。その際、本国政府は、朝鮮総督に対する監督権を設定しようとしたが、総督府側の抵抗によって実現できなかった⁷⁾。しかし、本国における軍需省設置、軍需会社法の施行によって、本国政府は、ふたたび朝鮮総督に対して監督権を設定しようとしたのである。

以上をまとめると、こうである。本国における軍需会社法の施行は、朝鮮においても同様の法律を施行することを前提にしたものであった。そして、そのことは、軍需省の立場からみれば、内外地の行政一元化をも前提とするものであった。一方、朝鮮総督府にとってみれば、軍需会社法の朝鮮施行は、総督が持つ行政権の制約を含んだものであった。つまり、本国の工業動員制度の朝鮮への移植は、総督の行政権を制約することも含んだ内容であったといえる。

2 朝鮮総督府の対応

ここでは、本国軍需省による工業動員行政の内外地一元化に朝鮮総督府側がどのような対応をとったのか、についてのべる。史料の制約がはなはだしいため、ここでは断片的なことしか述べられない。日本本国における軍需会

7) 3月19日の文書では、外地行政について「外地ニ於テモ本要綱ニ準ジ措置スルモノトシ、之ガ定実施ニ当リテハ内地ニ於ケル施策ト特ニ緊密ニセシメ、必要ニ応ジ一元的行政ヲ行ヒ得ルガ如キ措置ヲ講ズ」という表現になっている。原・山崎編、同上書、211ページ。

7) 水野直樹「戦時期の植民地支配と「内外地一元化」】『人文学報』京都市大学人文科学研究所、79号、1997年3月。

社法施行は、1943年12月におこなわれたが、軍需会社法の朝鮮への施行は、即時におこなわれず、1944年10月になっておこなわれる。これはいかなる理由によるものであろうか。以下の史料をみってみる。

「本法（軍需会社法一筆者）の施行は当然に内外地一元化を前提とすべきであるとの軍需省の見解に対し、朝鮮としては従前通り総合行政権と総督政治との一体不離を建前とする主張を譲らないため、この問題を中心として時日を遷延せしめた」⁸⁾

ここでいう総合行政権とは、総督が独自に立法権を持ち、さらに行政権をも総括することである。総督政治とは、総督が権力を集中的に運用することである。総督府は、内外地行政一元化を前提にした軍需会社法の朝鮮適用によって、総督の総合行政権、ひいてはそれに基礎を置いた総督政治そのものに制約がくわえられると考えていたようである。このような問題をもつ軍需会社法の施行について総督府はどのような姿勢をとったのであろうか。

「(略) 総督政治の体系を修正してまで法律の施行を急ぐ必要なしとして、この権限問題が合理的且合法的に解決せねば法律の施行を中止するも差支えなしとの方針を採った」⁹⁾。

この史料からは、軍需会社法の朝鮮施行が総督の総合行政権を制約するという問題を含んでいる限り、法律の施行する必要はない、というかなり強硬な態度を総督府側がとっていたこともわかる。それでは、総督府はなぜこのような姿勢をとったのであろうか。

「総督が軍需生産の全面に対して指導監督を持たない以上、戦力増強に役立ち得る増産は困難なりとの見解であった」¹⁰⁾。

上で述べたような強硬な態度の背景には、総督が本国官庁に対して権限を委譲したところで、本国官庁は朝鮮で実質的な増産政策をとることは不可能と

8) 大蔵省管理局「戦争と朝鮮統治」【日本人の海外活動に関する歴史的調査 朝鮮篇 9分冊】1947年、45ページ。

9) 同上書、46ページ。

10) 同上書、46ページ。

いう考えがあったことが上の史料からわかる。

本章では、軍需会社法の朝鮮施行をめぐる総督府と軍需省の対立関係についてみてきた。こうした対立関係に規定されて、朝鮮ではどのような工業動員制度が形成されたのであろうか。次章以降検討していく。

II 朝鮮における工業動員制度

1 軍需生産責任制度

朝鮮の工業動員制度は、軍需生産責任制度、工場事業場管理令、軍需会社法の3つから成り立っていた。まず、この軍需生産責任制度をここでは検討する。

「本企画は何等法的根拠に依つたものではなく、本総督が朝鮮に於て重要軍需物資の生産に従事せらるる事業者各位に対し『全力を挙げて戦力増強に関する国家の要請に応えられたい』と御願ひし、各位から力強い『宜しい引受けた』との御答えを頂き此の一致せる気合に依つて相互に責務の完遂に邁進せんとするにある」¹¹⁾。

ここでは、軍需生産責任制度の重要な性格の一つがのべられている。それは、この軍需生産責任制度に法的な根拠がなく、単なる総督と軍需生産に従事する事業者との「約束」に過ぎなかったということである。この朝鮮軍需生産責任制度でも本国の軍需会社法と同様に、社長または事業主を生産責任者に任命し、この生産責任者が、支配人あるいは工場長を生産担当者に任命するというものであった。また、任命された生産責任者は、総督に対して増産の責任を負うというものであった。しかし、この軍需生産責任制度は、法的な根拠がないため、軍需会社法のように個別企業の人事、財務、経営方針への介入など、総督が企業にたいして強権を発動する手段は持たなかった。さらに、軍需事業に対する利益保証などの優遇措置を与えることもできなかつ

11) 「朝鮮軍需生産責任制第1回指定」『大陸東洋経済』京城東洋経済新報社、11号、1944年5月、20ページ。

た。この制度は、総督府と軍需省の権限調整問題によって施行がおくれている軍需会社法の代替措置であった。つまり、軍需生産責任制度は軍需会社法の朝鮮施行をめぐる総督府と軍需省の権限をめぐる対立の産物であったといえる。

軍需生産責任制度のもつ以上のような弱点を補完するために、総督府は国家総動員法に基づく工場事業場管理令を援用することにした。しかし、この工場事業場管理令を援用したところで、総督が企業の人事、組織、財務、経営方針への介入する権限はなかった。また、工場事業場管理令では、損失に対する補償のみが規定されており、その損失の内容は、「管理ガ民需品ノ生産等ニ及ボシタル損失」、「管理ガ事業主ノ施設ニ及ボシタル損失」、「管理ニ原因シ明ニ事業主ノ重大ナル負担ト認メラルル損失」の3つであった¹²⁾。一方、軍需会社法では、損失の補償のみならず、利益の保証、補助などが規定されており、軍需会社に指定された企業は事実上、経理の問題から自由であった。

それでは、朝鮮でいかなる企業がこの制度に基づき、軍需事業の指定を受けていったのであろうか。軍需生産責任制度下で、軍需事業の指定を受けた事業者は、軽金属10社、鉄鋼製鉄13社、「特殊鉱物」、軽金属82社、石炭16社、液化燃料3社、化学工業12社、電力2社であった¹³⁾。主に鉄鋼、軽金属、「特殊鉱物」など素材産業が軍需事業に指定されていたことがわかる。

2 軍需会社法

軍需会社法は、1944年10月に朝鮮で施行される。朝鮮に軍需会社法が施行される際に問題となった総督府と軍需省の権限調整の問題は、どのように解決されたのであろうか。以下の史料をみってみる。

12) JACAR, Ref. c20010015895「工場事業場管理令に基づく損失補償金額算定準則に関する件」大日記甲集、昭和13年、防衛庁防衛研究所蔵。

13) 「軍需生産責任制第1次指定」『鮮満支財界叢報』朝鮮銀行、1944年4月号、3ページ。

「朝鮮の軍需会社は、概ね朝鮮に本店を有し、朝鮮においてのみ経営してゐるが、中には内地に本店を有するものもあり、また内鮮に跨つて事業を經營する会社もある。内地に本店のある会社軍需会社、又は本店所在如何に拘わらず、内鮮両地域で軍需事業を經營してをる軍需会社については、当然に内地の所管大臣と総督両者の関係が生じてくるが、この場合には軍需会社となる指定、生産責任者の任免の如く何れか一方の官庁で一元的に取扱はねばならぬものについてのみ便宜軍需大臣が処置することになった。かように内地の大臣と関係の生じるのは一元的に処理せねばならぬものだけであつて、朝鮮に於ける事業そのものに対しては完全に総督の所管に属し、生産責任者等の責任また直接に総督に対し負はされてゐることになる。生産命令その他諸般の命令処分、又は指導監督官は朝鮮の事業に関する限りすべて総督の処理するところである」¹⁴⁾。

この史料からは、生産責任者の任免は本国の軍需大臣がおこなうものであつたことがわかる。一方、生産責任者は総督に対して責任を負い、生産命令、指導監督は、本店在内地企業の区別なく、朝鮮総督がおこなうことになっている。さらに他の事項について、第1表をみよ。この表からは、軍需会社間の協力関係設定、発注及び受注に関する事項の主務官庁も総督府であつたことがわかる。また、軍需省の下部地方組織であつた軍需監理部は、朝鮮に設置されなかつた。そのため、朝鮮には軍需監理官は置かれず、工務官制度が活用されることとなつていた¹⁵⁾。このことは、朝鮮総督府が、本国の府県行政とは異なる存在として取り扱われていたことを示すものといえる。以上のことから、実質上朝鮮の軍需会社には、軍需省の権限は、ほぼ及ばなかつたと判断できる。

それでは、どのような会社が軍需会社法によって軍需会社に指定されたのであろうか。軍需会社に指定された会社は、軍需生産責任制度によって軍需事業に指定された137社のうちわずかに37であり、他の20社とあわせて57社であつ

14) 「塩田鉦工局長談話」『鮮滿支財界叢報』朝鮮銀行、1944年4月号、5ページ。

15) 「軍需会社第一次指定」『殖銀調査月報』朝鮮殖産銀行79号、1945年1・2月合併号、19-20ページ。

第1表 朝鮮における軍需会社に関する事項の主務官庁

	主務官庁	備考
軍需会社の指定	軍需省	陸海軍所管工場は、陸軍、海軍大臣
生産責任者の任免	朝鮮総督	陸海軍所管工場は、陸軍、海軍大臣
会社経理に関する事項	朝鮮総督	陸海軍所管工場は、陸軍、海軍大臣
生産命令に関する事項	朝鮮総督	陸海軍所管工場は、陸軍、海軍大臣
発注、受注に関する事項	朝鮮総督	陸海軍所管工場は、陸軍、海軍大臣
企業間の協力関係に関する事項	朝鮮総督	陸海軍所管工場は、陸軍、海軍大臣

資料：朝鮮総督府『官報』1944年1028日、1944年12月8日、5321号、5446号。

た¹⁶⁾。その中心的業種は、軽金属、鉄鋼、希元素鉱物などであった¹⁷⁾。朝鮮では、軽金属、鉄鋼、希元素鉱物などの素材産業が軍需会社、軍需生産責任制度にもとづく軍需事業に指定されたといえる。朝鮮では、鉱物資源は豊富に存在していた。朝鮮の鉱物資源の採掘状況を表したものが、第2表である。特に朝鮮では、タングステン、黒鉛と水鉛（モリブデン鉱）、リシア雲母（リシウム鉱物）、緑柱石（ベリリウム鉱）、風信子鉱（ジルコニウム鉱）、褐簾石（セリウム鉱）などの希元素鉱物が注目されていた¹⁸⁾。素材産業が軍需会社に指定されたのは、朝鮮の地下資源が豊富なことによるものであったといえる。

以上をまとめると以下の通りである。朝鮮では軍需会社となった企業は比較的少なく、軍需生産をおこなっていた企業の多数は工場事業場管理令を援用した軍需生産責任制度の下に置かれていたといえる。そして、軍需会社法の朝鮮施行にともなう、軍需省の権限拡大も最小限にとどまった評価できる。

3 工業動員行政と企業

前節では、朝鮮総督府と軍需省の権限の問題について検討した。ここでは、企業と総督府、陸海軍との関係を検討することで、総督府と陸海軍とがどのよ

16) 「朝鮮軍需会社の第一次指定」, 68ページ, 京城東洋経済新報社「大陸東洋経済」28号, 1945年2月。うえで上げた数字は、第1次指定の数である。

17) 同上。

18) 東洋経済新報社「朝鮮産業の決戦再編成」1943年, 46-47ページ。

第2表 朝鮮における鉱物資源の採掘

(単位:トン)

	1943年	1944年		1943年	1944年
銅	5,379.00	4,950.00	燐 鉱	15,807.00	4,700.00
鉛	18,467.00	20,000.00	硫 化 鉄	23,605.00	27,000.00
亜 鉛	15,533.00	14,700.00	明 礬 石	21,487.00	25,000.00
ダングステン	6,933.00	8,700.00	礫 石	2,171.00	6,000.00
水 鉛	665.00	830.00	藍 晶 石	2,955.00	9,000.00
ニ ッ ケ ル	26,172.00	500.00	重 晶 石	10,099.00	7,000.00
コ バ ル ト	0.00	60.00	リ シ ャ 雲 母	162.00	750.00
マグネサイト	108,469.00	350,000.00	コ ル ン プ 石	0.20	1.50
雲 母	140.00	320.00	モ ナ ズ 石	185.00	700.00
石 綿	5,310.00	6,200.00	緑 柱 石	55.00	65.00
鱗 状 黒 鉛	18,308.00	31,500.00	風 信 子 石	90.00	600.00
土 状 黒 鉛	78,157.00	79,000.00	褐 簾 石	63.00	350.00
螢 石	69,364.00	66,514.00			

資料：朝鮮総督府『第86回帝國議会議説資料』1944年12月。

うな関係にあったのか、を明らかにしたい。

まず、最初に大日本紡績清津化学工場の事例をみる。そもそも大日本紡績清津化学工場は、人絹糸を生産する目的で建設されたものであった。しかし、工場内で人絹糸生産に必要な硫酸も自給していたため、大日本紡績は、1941年に定款を改定し、化学製品の生産、販売を加えた¹⁹⁾。さらに、1944年に大日本紡績は、フッ化アルミの生産を企図し、清津工場の名称を清津化学工場と変更する²⁰⁾。当初、人絹糸生産を目的に建設された清津工場が、徐々に化学品生産にも進出していくことがわかる。こうしたなか清津工場は1944年に軍需省によって軍需会社に指定される。対象事業は、硫酸であった。また、生産責任者は大日本紡績社長の小寺源吾、生産担当者は工場長の森徹太郎が任命され、事業所管は朝鮮総督であった²¹⁾。

19) 「戦時から戦後への事業経営を定款の変遷より見る」【会社関係必要史料綴】大日本紡績社内史料。

20) ニチボー株式会社『ニチボー七十五年史』1967年、653ページ。

21) ニチボー株式会社、同上書、221ページ。

軍需会社に指定されたことにより、清津工場は1945年に白工場の生産設備をロケット燃料（以下、呂号甲液）の生産のための設備に転用しはじめる。本来、清津化学工場は朝鮮総督所管であり、軍需会社に対する生産命令は総督府がおこなうことになっているはずである。しかし、実態はどのようなものであったのだろうか。次頁の文書をみしてみる。（文章1参照）

この文書からは、生産命令の発令者が海軍軍需局であり、総督府は設備転用の決定に全く関与していないことがわかる。また、設備転用の期限は、1945年8月30日であり、そのための資金は兵器等製造事業特別助成法によって助成されることがわかる²²⁾。この呂号甲液は、ドイツよりもたらされたもので、ロケット兵器の燃料となるものであった²³⁾。海軍軍令部は、「昭和二十年帝国陸海軍作戦計画大綱」のなかで、1945年の海軍軍戦備として8000キロリットルの呂号甲液の生産を海軍省に要望している。また、この呂号甲液及び乙液の研究、量産対策の樹立などは当初、海軍省内に設置された特別委員会である呂号委員会がおこなっていた。そのため、清津化学工場は海軍直轄で管理され、総督府の権限が及ばなかったと考えられる。

しかし、企業側からみれば、この生産命令は、かなり強権的なものであった。海軍軍需局側の要望は、清津における人絹糸生産すべてを放棄し、呂号甲液の生産設備を66セット建設せよというものであった。これに対して、大日本紡績は、呂号甲液の生産を辞退しようとしたが許されず、資材の制約を理由に生産設備を12セットに減少させて、工場設備の転用をすすめていたといわれている²⁴⁾。以上の事例は、朝鮮総督府の所管工場であっても、軍がいったん強権を発動した場合、総督府はそれに抵抗することが難しかったことを示している。

22) 敗戦後、大日本紡績は海軍省軍需局に、設備転用のために使用した大阪本店資金179万円、清津現地資金1100万円の支払をもとめていた。「大日本紡績海軍軍需局宛書簡」大日本紡績社内史料、1945年8月20日。

23) 防衛庁防衛研究所戦史室『海軍軍戦備（2）』朝雲新聞社、1975年、186ページ。当初、海軍は「桜花」などの「特攻兵器」にこの呂号甲液の使用を予定していた。しかし、「特攻兵器」を早期に戦力化する必要があったため、火薬ロケット式が採用された。

24) 小寺源吾翁伝記刊行会『小寺源吾翁伝』1960年、375-376ページ。

文書1

軍需特機密第九五號ノ七

㊦

昭和二十年二月七日

軍極秘

海軍省軍需局長

大日本紡績株式会社社長殿

甲液緊急生産ニ関スル件示達

首題ノ件左記ニ依リ緊急生産ノコトニ取計相成度

一、工事要領 記

(イ)装置（製造方式）及能力

甲液製造装置（電解標準型）六六〇瓩／月（甲液八〇％濃度）

(ロ)完成期但濃縮装置ヲ含ム

昭和二十年八月三十一日

二、設備場所

大日本紡績株式会社清津工場中適當ト認ムルモノヲ轉用又ハ増備

三、資材

所要ノモノヲ官ニテ現場ニ搬入ス

但必要ノ場合ハ大日本紡績株式会社所属部品ヲ本工場ニ流用スルモノトス

四、資金

兵器等製造事業特別助成法ニ依リ處理スルモトス

五、製品

適性ナル價格ヲ以テ全部ヲ海軍ニテ購入ス

寫送付先 朝鮮軍 參謀 長

京城 海軍 監督長

朝鮮總督府鑛工局長

さらにもう一つの事例を検討する。以下の史料をみってみる。

「三社合併及増資手続ト併行シ京畿社ノ企業整備ニ関連シ総督府ノ決定ニ基キ東棉繊維工業会社ガ其設備ノ譲受許可申請書ヲ旧曆二十日京畿道知事へ提出致置候処、同月三十日付ニテ認可有之候。諸機械中旭社へ貸与スベキ分ハ譲受ノ上東織社名義ニ於テ行フ事ト相成候。本認可アリタルメ京畿社ノ機械ハ移動手続ヲナスコトニヨリ移動可能トナリタル次第ニテ本月早々旭社ハ京畿社ノ燃糸機ノ解体ニ着手積送ノ準備ニ取掛リ居申候」²⁵⁾。

この史料は、東洋棉花の関係会社で、人絹織物の製織、加工をおこなっていた京畿染織が企業整備の際に東棉本店に送付した書類である。この史料の三社合併とは、東棉の関係会社である旭織物、京畿染織、東棉繊維工業社の3社が合併することを指す。京畿染織は人絹織物の製織と加工、旭織物は人絹織物の製織、東棉繊維工業社は麻の紡織をおこなっていた会社である。この史料からわかることは、この合併命令をくださったのが、総督府であったことである。また、この文書によれば、京畿染織は、旭絹織に貸与していたものも含めて、機械を東棉繊維工業社に移動させようとしていたこともわかる。そして、さらに次の文書をみってみる。

「本日午前所有用之（青島上紡加性曹達用黒鉛幹旋ニ付キ）経理部佐藤中佐ヲ訪問致候処、偶々東織社新義州工場ニ言及セラレ同中佐ハ同工場ヲ軍需会社ニヨル指定ニ付目下本省へ手続中ノ由、何かト返事カ来ルカ予断ハ許サヌガ、総督府ガ実権ヲ握ルコトニナルカモ知レヌトテ極メテ漠然タル話ニ候へ供、永登浦工場ノ海軍監督工場指定予定ニ拮抗シ、陸軍関係ノ新義州工場ニ対シ陸軍トシテ確保スルコトト、労務及燃料ノ援助ニヨリ生産ノ増加ヲ企図セラレ居ルモノト想像セラレ申候。不取敢内報申上候」²⁶⁾。

この文書からは、総督府が企業整備令を発動し、東棉繊維工業と京畿染織が合併したあとに、陸軍は従来取引があった東棉繊維工業の新義州工場を軍需会

25) 朝鮮連絡役「繊維工業設備譲受許可申請認可ノ事」東洋棉花社内史料、1945年1月12日。

26) 朝鮮連絡役「東織社新義州工場軍需会社指定ニ付テ」東洋棉花社内史料、1945年2月8日。

社に指定することを考えていることをほのめかしていることがわかる。このような陸軍の動きを東棉繊維工業側は、海軍との生産機関の獲得競争上の措置であると考えていた。また、総督府が同工場を指定工場にしようとしていることについてもふれられており、総督府、陸軍、海軍の間で生産機関の争奪も存在したこともこの文書で示唆されている。さらに重要なことは合併・整備されたはずの京畿染織が、この文書の中で永登浦工場と名前を変え、海軍の監督工場になっていることである²⁷⁾。このことから機械の搬出はおこなわれていなかった可能性もある。つまり、工場レベルでの管理権が総督府、陸軍、海軍とで錯綜し、総督府の命令も十分に実行されていなかったとも考えられる。

それでは、この旧京畿染織つまり永登浦工場は海軍の監督工場となり、いったい何をおこなっていたのであろうか。以下の史料をみってみる。

「此羽布研究ガ東棉支店ニ於テハ三井ガ関与セル点ニ於テ兎角ノ批評アリシヤニテ、三井当該掛ガ支店ニ対シ其批評ノ不当ヲナジリタルコトアリ、又当社ガ東織社ト合併転用ノ決定後モ羽布研究ヲ放棄セザル態度ヲ以テ、後味悪キ態度トノ批ママ難ガ支店ヨリ放タレシ、(略)」²⁸⁾

そもそも京畿染織は東洋棉花の関係会社であり、同社京城支店が管理していた。しかし、この史料からは同社京城支店の管理を離れ、三井物産、海軍と共同して羽布の研究をおこなっていたことがわかる²⁹⁾。

以上、企業側からみた朝鮮における工業動員の実態を検討してみた。朝鮮において総督府は、軍需省の影響力を最小限に押さえ込むことができた。しかし、陸海軍が総督府所管工場に強権を発動した場合、総督府がそれに抵抗することは、難しかった。さらに、総督府と軍との生産機関の争奪もおこなわれ、工場レベルでの総督府と軍の管理権も錯綜していた。そのため総督府の生産機関に

27) 京畿染織の工場所在地は永登浦であり、東棉繊維工業社はそもそも永登浦ではなく、新義州に工場が存在した。

28) 平尾精一郎「京畿染織引継書」東洋棉花社内史料。

29) 羽布とは、布を何枚も密着させた飛行機の翼のことである。主に練習機の生産で用いられたらしい。

対する命令も十分に実行されていなかった。これらのことは、軍需工場の動員を巡って総督府と陸海軍が対立関係にあったことをしめしている。

おわりに

本稿で明らかにしたことは以下の点である。まず、第1は、朝鮮における軍需会社法の施行についてである。本国軍需省側は総督府への「監督権」を設定し、軍需会社を一元的に管理することを意図したものであった。これは、日本企業の朝鮮進出の形態が、分工場の設立といった形でも進められており、本国で軍需会社法を施行しても植民地の企業へは軍需省の権限が及ばないためであった。第2は、この軍需省の意図は、総督府からみれば、総督の行政権が制約されることにほかならず、受け入れるところではなかった。第3は、こうした総督府と軍需省の権限を巡る争いに規定されて、実際に朝鮮で形成された工業動員は、軍需会社法を中心としたものではなく、工場事業場管理令に法的な基礎をおいた軍需生産責任制度であったことである。また、朝鮮には軍需省の地方組織であった軍需監理部も設置されなかった。総督府は、朝鮮へ軍需省の権限が拡張することを押さえ込むことができたと評価できる。しかし、一方で総督府は、軍の権限の拡張を押さえ込むことはできなかった。朝鮮総督府の所管工場であっても陸海軍の転用命令に総督府が抵抗することは、困難であった。また、総督府、軍との生産機関の争奪もおこなわれていた³⁰⁾。

以上をまとめると、こうである。日本本国の軍需動員行政の権限をめぐる対立は、陸海軍省と軍需省の対立であった。しかし、朝鮮では、本国と異なり、権限対立の問題は、朝鮮総督府と陸海軍との問題としてあらわれた。これは、朝鮮総督が軍需工業の動員行政においても独自の権限を確保することができたためである。したがって、戦時末期の工業動員行政でも内外地の行政一元化は

30) 軍需会社の指定についても総督府、陸海軍のあいだでは対立が存在した。「尚本法に実施に当つては法制上の論争とともに如何なる会社を軍需会社指定するかに付いては総督府各部署内に相当の論議を生じ更に各省殊に陸海軍とも烈しい論争が行われた」。大蔵省管理局「戦争と朝鮮統治」『日本人の海外活動に関する歴史的調査 朝鮮編9分冊』46ページ。

不十分であり、総督府の総合行政権は解体されなかったといえることができる。

【付記】 史料の閲覧については青山勲氏、土倉和泰氏、穴見裕美氏にたいへんお世話になりました。末尾ながら感謝申し上げます。